

資料3
平成28年7月26日
第4期第2回
高圧ガス規格委員会

高圧ガス規格委員会 技術基準整備3ヶ年計画(平成28～30年度)(案)

※技術基準作成基本方針では、3ヶ年計画を作成することとなっているが、基準等の見直し自体は5年ごととなっていることから、5年分の計画を示している。

高圧ガス分野		H28FY	H29FY	H30FY	H31FY	H32FY	法律、省令、告示指定	資料No.	備 考			
保安検査基準、定期自主検査指針 関係												
1	一般則関係 保安検査基準 (KHKS 0850-1) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-1) 2011	■					保安検査告示	資料4	<p>【今回見直し概要】(2011.10.25改正)</p> <p>1. 『KHKS 0850-1(2011)保安検査基準等 高圧ガス保安協会が改正した7規格に関する評価書』(総合資源エネルギー調査会 高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会 保安検査規格審査小委員会 平成23年10月14日)での指摘事項への対応 2011年版の本基準が告示指定を受ける際に、技術的事項ではないものの、審議の過程で5項目の指摘があったので、これら指摘に対する対応を行う。</p> <p>2. 保安検査基準、定期自主検査指針に関する意見募集の結果の反映 保安検査基準等の見直しのため、平成27年9月に都道府県、関係団体、認定保安検査実施者に実施した保安検査基準、定期自主検査指針に関する意見募集の結果を検討し、反映する。</p> <p>3. 認定保安検査実施者が実施している保安検査方法の基準化 高圧ガス保安法第35条第1項第2号で定める認定保安検査実施者は、保安検査告示で定める保安検査の方法以外に、当該認定を受けるに当たり経済産業大臣が認めた方法によって保安検査をすることができる。このKHKSと異なる保安検査の方法の基準化の是非について、検討を行う。</p> <p>4. 規格内で引用するJIS等の基準との整合性の確認 上記見直しを行い、平成29年3月を目途に改正する。</p> <p>※ KHKS 0850-5/ KHKS 1850-5 天然ガススタンド関係は、関係省令の改正に伴い、改正案を作成し、プロセスレビューまで完了。(METIと告示指定時期を調整中)</p>			
2	液石則関係 保安検査基準 (KHKS 0850-2) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-2) 2011	■										
3	コンビ則関係 保安検査基準 (KHKS 0850-3) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-3)	■										
4	天然ガススタンド関係 保安検査基準 (KHKS 0850-5) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-5) 2011	■										
5	液化石油ガススタンド関係 保安検査基準 (KHKS 0850-6) 2011 定期自主検査指針 (KHKS 1850-6) 2011	■										
6	LNG受入基地関係 保安検査基準 (KHK/KLK S 0850-7) 2011 定期自主検査指針 (KHK/KLK S 1850-7) 2014	■										
7	液化石油ガス岩盤備蓄基地関係 保安検査基準 (KHK/JOGMEC S 0850-8) 2012 定期自主検査指針 (KHK/JOGMEC S 1850-8) 2012	■	■									
8	KHK TD(液化石油ガス岩盤備蓄関係)(KHK/JOGMEC TD 5800) 2014			■						-	-	<p>【今回見直し概要】(2014.5.12改正)</p> <p>関税法基本通達の改正(2010.6.30)を踏まえ、LNGタンク貯槽液面計の器差検査の検定期間が3年に延長されたことに伴い、定期自主検査指針における貯槽液面計器差の検査周期を3年に変更した。</p> <p>【今回見直し概要】 大幅な法令改正がないことから、上記の一般則関係等と併せて修正を行う。</p> <p>※ ガス事業法の改正により、LNG受入基地がガス事業法へ移管するため、改正の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う可能性がある。</p>
9	コールド・エバポレータ施設関係 保安検査基準 定期自主検査指針	■	■							-	資料6	<p>【今回見直し概要】(2012.7.12制定)</p> <p>現在、JOGMECの委託事業で検討中であり、その進捗状況に応じて分科会で検討を行う。</p> <p>【KHK TDの制定の経緯】(2014.5.12制定)</p> <p>岩盤貯槽に特有な項目における概要、検査に対する考え方等について解説したものを技術文書(TD)として制定した。</p> <p>現在、一般社団法人 日本産業・医療ガス協会(JIMGA)が自主基準として作成したコールド・エバポレータ定期自主検査指針を基に、保安検査基準の作成を行っている。告示指定を目指し共同規格化したい旨の提出が2016年6月21日付けでされた。今後、分科会を設置して検討を行う予定。</p>
10	保安検査基準・定期自主検査 に係る質疑応答集	■	■	■	■	■				-	-	<p>【これまでの経緯】</p> <p>平成17年9月に「保安検査基準2005年版(KHKS 0850 シリーズ)定期自主検査指針2005年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」として発刊し、平成20年7月には追加の「Q&A」及び「FAQ」をホームページにて公開している。また、平成24年11月には「保安検査基準2011年版(KHKS 0850シリーズ)定期自主検査指針2011年版(KHKS 1850シリーズ)に係る質疑応答集」をホームページにて公開した。</p> <p>【今後の予定】</p> <p>保安検査基準・定期自主検査指針に対する技術的質問は、ユーザーから随時提出されるので、委員会又は分科会にてその回答を審議の後、ホームページ等で公開する。近年では、質問がないことから、現時点で公開の予定はない。</p>

高圧ガス分野		H28FY	H29FY	H30FY	H31FY	H32FY	法律、省令、告示指定	資料No.	備 考
危害予防規程の指針、保安教育計画の指針関係(特定の事業所用)									
1	第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-1) 2016						-	資料8	左記の5つの基準は、合本となっている。 【今回見直しの経緯】(2016.6.30改正・2016確認) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成25年11月29日)を受け、一般高圧ガス規則等の『東南海・南海地震』が『南海トラフ地震』に改められたため、『東南海・南海地震防災規程の指針』(KHKS 1803-1/-2)の指針の名称を含め、該当箇所を改めた。 『危害予防規程の指針』及び『保安教育計画の指針』については、関係法規の改正を事務局にて確認したが、本基準の技術的内容に係る改正はなかったため、軽微な修正(語句、誤字等)を実施した。 『地震防災規程の指針』及び『日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針』については、関係法規の改正を事務局にて確認したが、本基準の技術的内容に係る改正はなく、改正は行わず確認とした。
2	第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針(KHKS 1801-1) 2016						法第27条第6項		
3	第一種製造者 特定の事業所用 地震防災規程の指針(KHKS 1802-1) 2010						-		
4	第一種製造者 特定の事業所用 南海トラフ地震防災規程の指針(KHKS 1803-1) 2016						-		
5	第一種製造者 特定の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針(KHKS 1804-1) 2010						-		
1	第一種製造者 一般の事業所用 危害予防規程の指針(KHKS 1800-2) 2016						-	資料8	左記の5つの基準は、合本となっている。 【今回見直しの経緯】については、上記の特定の事業所用の内容と同等。
2	第一種製造者 一般の事業所用 保安教育計画の指針(KHKS 1801-2) 2016						法第27条第6項		
3	第一種製造者 一般の事業所用 地震防災規程の指針(KHKS 1802-2) 2010						-		
4	第一種製造者 一般の事業所用 南海トラフ地震地震防災規程の指針(KHKS 1803-2) 2016						-		
5	第一種製造者 一般の事業所用 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針(KHKS 1804-2) 2010						-		
保安教育計画の指針(第二種製造者等)									
1	第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針(KHKS 1801-3) 2016						法第27条第6項	資料9	【今回見直しの経緯】(2016.6.30改正) 関係法規の改正を事務局にて確認したが、本基準の技術的内容に係る改正はなかったため、軽微な修正(語句、誤字等)を実施した。
個別基準									
1	LPガスバルク供給基準(工業用等)(KHKS 0501) 2014						-	-	【前回見直しの経緯】(2014.5.12改正) 1. 保安責任者の選任要件を基本通達に合わせた要件に訂正した。 2. 貯蔵施設日常点検記録表に関して、『使用開始時』及び『使用終了時』の点検結果が記入出来る様に訂正した。
2	高圧ガスの配管に関する基準(KHKS 0801) 2004						-	資料5	【今回見直しの経緯】(改正手続き中) 2004年の改正以降、ASME-B31.3に準拠したJPI-7S-77-2010が発行されたことから、定期見直しに合わせ、JIS規格、JPI規格等既存の技術基準との整合を図った改正案を作成し、大臣認定試験者協議会に見直しを依頼した結果を反映したものとなっている。 平成28年7月4日にパブリックコメントが終了した。今後、パブリックコメントの結果公表、プロセスレビュー等を経て、平成28年9月頃を目処に改正する。
3	可とう管に関する検査基準(KHKS 0803) 2014						内規(一般則第15条、第28条関係等)	-	【前回見直しの経緯】(2014.5.12改正) 誤記訂正等、一般的な見直しのみ実施した。
4	LPガス自動車用クイックカップリング基準(KHKS 0705)						-	資料10	【廃止】(廃止手続き中) 平成28年7月4日にパブリックコメントが終了した。パブリックコメントに対する意見はなかったため、今後、プロセスレビューを経て、平成28年8月頃を目処に廃止する。
5	LPガス自動車用過充てん防止装置基準(KHKS 0706)						-		
6	KHK/JAIMA共同規格(超臨界流体抽出装置及び超臨界流体クロマトグラフに係る自主基準)						-	資料7	一般社団法人 日本分析機器工業会(JAIMA)が自主基準として制定した「日本分析機器工業規格 JAIMAS 0102-2016 高圧ガス保安法に基づく分析機器の申請方法および安全のための基準-超臨界クロマトグラフ編-」について、共同規格化したい旨の提出が2016年6月21日付けでされた。今後、分科会を設置して検討を行う予定。
その他									
1	ASME Delegate への参加						-	資料12	ASME DelegateとしてKHKが参画しているASME供用中規格委員会(Post Construction Standards Committee)及び関連の最近の動向について照会する。